

大雪地区広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例

令和5年3月22日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 高齢者部分休業については東川町職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 美瑛町及び東神楽町から派遣されている職員については、第2条の規定に関わらず、派遣元の町職員の例による。